

安全安心で公正な地域社会を目指して

安全安心で公正なまちづくり アクションプラン

桑 名 市

令和 5 年 3 月改訂

目次頁

はじめに	1
1 アクションプランの位置づけ.....	2
2 桑名市安全安心推進協議会.....	2
3 アクションプランの体系イメージ	3
4 アクションプランの基本方針	4
5 アクションプラン推進のための関係主体の役割.....	4
6 安全安心で公正なまちづくりの取組み	
(1)防犯活動.....	5
(2)特殊詐欺被害防止対策	7
(3)交通安全対策	8
(4)犯罪被害者支援	10
(5)不当要求行為の禁止	10
(6)反社会的勢力の排除	11
7 アクションプランが求める姿	12

【参考条例】

●桑名市安全安心で公正な地域社会の実現に関する条例.....	13
●桑名市特殊詐欺根絶条例	17
●桑名市交通安全条例	20
●桑名市犯罪被害者等支援条例	22
●桑名市不当要求行為防止対策委員会条例	25
●桑名市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例	27
●桑名市暴力団排除条例.....	29

はじめに

桑名市では、平成15年3月、「桑名市民の生活安全の推進に関する条例」を制定し、地域社会全体での「安全で安心なまちづくり」に取り組んできました。

これまで、防災、交通安全、犯罪抑止、福祉などの視点から様々な施策をとってきましたが、昨今の犯罪情勢は、刑法犯認知件数こそ減少傾向を維持しているものの、子どもや女性、高齢者が被害者となる犯罪は、発生が後を絶たず、市民の不安を解消するには至っていません。特に、特殊詐欺に代表されるスマートフォンやインターネットを使った、新しいサービスを悪用した犯罪は増加の一途をたどっています。

さらに、不当要求行為の追放、暴力団の排除など安全安心で公正な地域社会を実現するために対処しなければならない課題が依然として多く存在します。

そこで、令和3年9月、「桑名市民の生活安全の推進に関する条例」を改正し、名称に「公正」という文言をあえて入れた「桑名市安全安心で公正な地域社会の実現に関する条例」と改め、市民の皆さんがあなたが本当に安全で安心できる地域社会の実現のための基本条例を制定したところです。

本条例は、基本条例ですから、この条例に基づいて、市の責務をはじめとする関係主体の役割や具体的な取組を明記した「安全安心で公正なまちづくりアクションプラン」を作成することとしました。

安全安心で公正な社会の実現は、市単独で実現できるものではなく、市民、事業者、学校関係者、桑名警察署、その他の関係機関・団体と連携協力してこそ、その実現を目指すことができます。このアクションプランは、条例改正の際に改めて設置された「桑名市安全安心推進協議会」を、関係者の連携協力を図るための中心となる場として位置づけ、アクションプランの進捗を図る役割が期待されています。

現在、桑名市では、おおよそ小学校区を単位として、地域の各団体が集まり、地域の課題を協議し、その解決を図る場としてのまちづくり協議会の設置を進めています。人と人のつながりは、コロナ禍にあって、ますます希薄化しています。しかし、一人暮らしの高齢者が、不審電話の相談をまず隣近所の人を持ち掛けることができたら、あるいは、子どもの登下校の際に、PTA や学校関係者だけではなく、老人クラブや日々の買い物のお母さん方が少しずつ協力し合って見守りができれば、さらに「安全安心で公正な地域社会」の実現に一歩近づくこととなるでしょう。面識社会の再構築を目指す、まちづくり協議会の結成がさらに進み、次のアクションプランの改訂の際にはその役割が明記されるようになることを期待したいと思います。

令和4年4月
桑名市安全安心推進協議会 会長 岩崎 恭典

1 アクションプランの位置づけ

安全安心で公正な地域社会の実現に関する条例

【安全安心で公正な地域社会を実現するための基本条例と位置づけ】

- 特殊詐欺根絶条例
- 交通安全条例
- 犯罪被害者等支援条例
- 不当要求行為防止対策委員会条例
- 職員の公正な職務の執行の確保に関する条例
- 暴力団排除条例

安全安心で公正な地域社会
を実現するための基本的な
考え方、方策

第 11 次三重県交通安全計画



安全安心で公正なまちづくり アクションプラン

【実施期間】令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

1年に1回を目途に改訂を行う

【対象】犯罪(侵入盗、自動車盗、自転車盗、ひったくり、特殊詐欺等)
のみならず、交通事故、不当要求行為、反社会的勢力にまで及ぶ



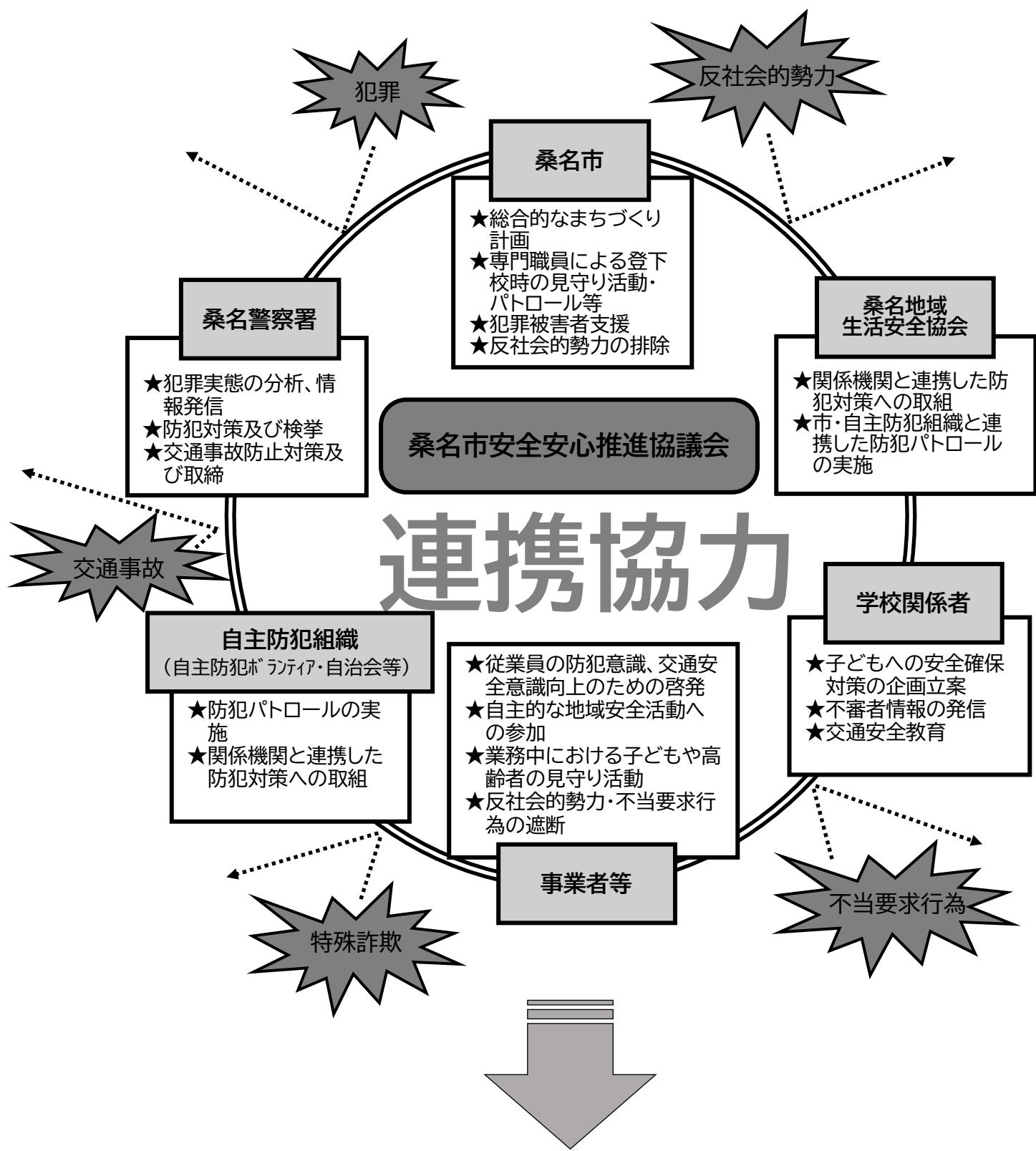
桑名市安全安心推進協議会

2 桑名市安全安心推進協議会

安全安心で公正な地域社会を実現するための具体的な方策等について協議する場として、安全安心で公正な地域社会の実現に関する条例に基づき、桑名市安全安心推進協議会を設置する。

安全安心で公正な地域社会の実現は、市単独で実現できるものではなく、市民、事業者、学校関係者、桑名警察署、その他関係機関・団体と連携協力して、安全安心で公正な地域社会の実現を目指すこととし、その連携協力を図るための中心となる場とする。

3 アクションプランの体系イメージ



4 アクションプランの基本方針

① 市民一人ひとりの取組

市民一人ひとりが地域に目を向け、積極的に地域活動に参加することで、地域安全活動の推進を図る。

② 地域での取組の拡大

防犯団体やボランティア団体、NPO等の地域における様々な活動団体が、日常的な活動を地域安全活動と結びつけることで、地域における安全活動のすそ野を拡大する。

③ 総合的な運動の推進

市民、事業者等、学校、市、警察等の各関係機関が、主体的に取り組んでいる安全安心で公正なまちづくりの取組を尊重しつつ、安全安心で公正なまちづくりのための相互の連携を深め、地域ぐるみで総合的な地域安全活動を推進する。

5 アクションプラン推進のための関係主体の役割

① 自主防犯組織(自主防犯ボランティア・自治会等)に期待する役割

地域防犯の基本的な担い手として、市民が犯罪の被害に遭う機会を少なくする取組を自主的かつ相互に連携協力してしていくとともに、市が実施する施策に協力することが期待される。

② 事業者等に期待する役割

地域社会の一員として、市民と協力連携して自主的な地域安全活動に取り組むとともに、市が実施する施策に協力することが期待される。

また、自らが不当要求行為や不当な金銭要求の加害者、被害者にならないように努めるとともに暴力団等と関係を持つことがないようにしなければならない。

③ 学校関係者に期待する役割

学校現場や青少年育成に係る活動の中で、相互に連携して自主的な地域安全活動に取り組むとともに、市が実施する施策に協力することが期待される。

④ 生活安全協会の役割

市、自主防犯組織その他関係機関と連携して、特殊詐欺被害防止対策や防犯対策への取組、防犯パトロールを実施し、地域安全活動の推進を図る。

⑤ 警察署の役割

防犯対策や犯罪の検挙、交通事故防止や取締を行うとともに、犯罪実態の分析や犯罪情報を発信し、市や桑名地域生活安全協会その他の機関と連携を図り、地域の安全と秩序の維持にあたる。

⑥ 市の責務

安全安心で公正な地域社会の実現のために、次の施策を行う。

★安全安心で公正な地域社会の実現のため、市民、事業者等と連携協力し、環境を整備する。

★市民、事業者等が実施する自主的な地域安全活動を支援する。

★安全意識の高揚を図るための広報啓発活動を実施する。

市は上記の施策を実施するにあたり、桑名警察署・桑名地域生活安全協会その他関係機関等と連携を図り、各機関等の意見を反映して地域安全活動の推進を図るよう努める。

また、不当要求行為、暴力団等と対決し、これらと戦う市民、事業者等、学校関係者を支援する。

さらに、不当な金銭の要求、その他不当要求行為を行ったものに対して、中止命令を行うとともに氏名、住所等を公表することができる。

6 安全安心で公正なまちづくりの取組

(1) 防犯活動

犯罪を防ぐためには、一人ひとりの防犯意識や規範意識の向上を図るとともに地域一体となっての取組が欠かせない。

地域のつながりを強く持つことで、安全安心で公正なまちづくり運動を推進する。

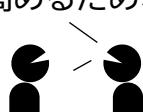
① 防犯意識の向上

●自主防犯組織などのネットワークづくり 市 自主防犯組織 生活安全協会 警察

市が、関係団体と連携協力して、各自主防犯組織が情報共有可能なネットワークづくりを推進するとともに、安全安心まちづくりリーダー養成講座(県主催)への参加や各種防犯研修会等を通じて、地域安全活動のすそ野を広げる。

●隣近所のあいさつ運動 市民

外出する時など、近所にひと声かける。子ども達を地域で守る意識を高めるため、また隣近所のつながりを強めるためにあいさつ運動を進める。



●防犯講習会の実施 生活安全協会 市

地域の特徴や年代に合わせ、防犯に必要な知識や情報を身に付け、防犯意識を高めるため、自治会などの地域組織や事業所に対して、全ての人にわかりやすい防犯講習会を実施する。

●学校・幼稚園・保育園での防犯教育 市 学校関係者 警察

学校・家庭・地域・関係機関が連携して、全ての人に分かりやすい効果的な防犯教育を推進する。

●防犯グッズの紹介 市 生活安全協会

自転車の防犯ネットでひったくりを防ぐなど、各種防犯グッズの紹介を進める。

●防犯に関する情報提供 市 生活安全協会

広報くわな、ケーブルテレビ、市のホームページや市のお知らせメール等を活用し、防犯に関する情報提供をタイムリーに提供する。

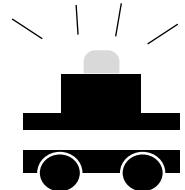
② パトロールの強化

●住民による防犯パトロール 自主防犯組織 市民

高齢化に伴う担い手不足や防犯活動のマンネリ化などの課題を抱える中、より多角的な視点をもって、自主的な防犯パトロール活動を実施する。

●防犯パトロール 市 生活安全協会

市の専門職員によるパトロール活動の実施を強化。



犯罪の防止だけでなく、特殊詐欺被害防止等あらゆる事案の予防のため計画的に実施する。また、犯罪多発地区、凶悪事件発生地区等の犯罪多発時間帯等の犯罪発生状況を分析し、状況に即したパトロールに取組む。また、桑名地域生活安全協会や自主防犯組織との合同パトロールを実施する。

●子ども安全パトロール 市 生活安全協会 自主防犯組織 学校関係者 事業者

子どもの登下校時に、市の専門職員や桑名地域生活安全協会、自主防犯組織が合同パトロールを行い、子どもの見守り活動を実施する。

③ 子どもの事件事故の未然防止

●通学路における登下校時の見守り活動の実施 市 学校関係者 市民 事業者 生活安全協会

幼稚園、小学校等の登下校時に通学路において見守り活動を実施する。

●不審者発見時の情報ネットワークの充実 市 学校関係者 市民 事業者 生活安全協会 警察

子どもを学校内外において、不審者から守るため関係機関の連携の充実を図る。また、事業者の業務中において、不審者の発見や情報ネットワークを活用し犯罪の抑止力を高める。

●通学路の点検 市 学校関係者

通学路について、暗く見通しの悪い場所はないか、危険な個所はないか、改めて犯罪防止の観点から学校、保護者などと連携し、点検・改善を進める。

●学校、幼稚園、保育園等の公共施設や道路、公園等の安全点検 市 学校関係者

施設については管理者を中心として犯罪防止の面から点検を行い、安全の確保に努める。また、施設管理の面からも安全性の向上に努める。また、国道・県道については道路管理者と連携をとり、必要な点検・改善を求める。



●緊急避難場所(「子どもSOSの家」「子ども安全・安心の店」など)の充実 市 市民

事業者 学校関係者 警察

子どもを犯罪被害から守るために事業者や一般家庭の協力のもとに小学校区ごとに設置されている「子どもSOSの家」、通学路等に設置されている「子ども安全・安心の店」などを緊急避難場所として機能するよう充実を図る。



④ 地域防犯活動の促進

●防犯灯設置補助 市

自治会が防犯灯を設置する場合に、設置に要する経費の一部を補助する。



●防犯カメラ設置補助 市

自治会が防犯カメラを設置する場合に、購入、設置に要する経費の一部を補助する。「桑名市防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン」に沿った効果的な運用に努める。

*駅周辺や道路等、犯罪の多発場所に対する情報提供及び対策のための支援

*商店街など不特定多数が出入りする繁華街における情報提供支援



●地域防犯活動団体補助金 市

積極的に取り組む自治会や自主防犯ボランティアなどの自主防犯組織を支援するほか、桑名市地域防犯活動団体として委嘱した団体の活動経費の一部を補助する。

(2) 特殊詐欺被害防止対策

オレオレ詐欺や還付金詐欺等の特殊詐欺被害に遭うことが多い高齢者を被害から守るための対策を講じる。

① 特殊詐欺被害防止パトロール 市 生活安全協会

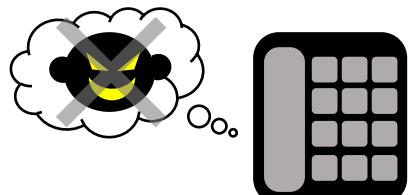
高齢者を特殊詐欺被害から守るために金融機関や店舗のATM等で啓発活動や防止パトロールの実施を強化する。

② 特殊詐欺被害防止のための広報啓発活動 生活安全協会 市

老人会や自治会の会合などにおいて特殊詐欺被害に遭わないための講話を実施する。チラシや啓発部品の配布、市のホームページや市のお知らせメール等を活用し、広報啓発活動を実施する。

③ 特殊詐欺被害防止機器の貸出し 市 警察

特殊詐欺被害に遭うことが多い65歳以上の高齢者を対象に、メッセージが流れたり、通話を録音することができる特殊詐欺被害防止機器の貸出しを実施する。



④ 特殊詐欺被害防止機器購入補助 市

特殊詐欺被害に遭うことが多い65歳以上の高齢者を対象に、メッセージが流れたり、通話を録音することができる特殊詐欺被害防止機器の購入費用の一部を補助する。

⑤ 相談できる体制づくり 市民 市 警察 生活安全協会

特殊詐欺を疑う電話がかかってきたときに、相談できる子どもや家族が近くにいない場合などに地域の民生委員・児童委員や自治会の役員の方などに相談できる体制をつくる。

⑥ 被害防止のためのネットワークづくり 市

特殊詐欺被害に遭うことが多いのが65歳以上の高齢者であることから、地域包括支援センター等と連携し、情報を共有することで高齢者の被害を防止する体制をつくる。

⑦ 水際対策 事業者

特殊詐欺被害に遭いそうな高齢者が金融機関や店舗に来店した際に、不審と感じた事業者は、最後の砦として、被害防止のための声掛けを積極的に実施する。

(3) 交通安全対策

① 街頭監視活動の実施 市 警察 市民 学校関係者

毎月11日の「桑名市交通安全の日」には、児童の安全確保、交通監視等を実施する。

② 通学路等における交通安全の確保 市 警察 学校関係者

児童生徒や幼児の通学路の安全を確保するため、平成26年に策定した「桑名市通学路交通安全プログラム」に基づき、市関係部署、警察、道路管理者等が連携して通学路の点検を実施し、「ゾーン30プラス」や道路標識、カーブミラー、防護柵の設置等の対策を講じる。

③ 通学路における登下校時の見守り活動の実施 市 学校関係者 市民 事業者
生活安全協会

幼稚園、小学校等の登下校時に通学路において見守り活動を実施する。

④ 放置自転車対策 市

桑名市自転車等放置防止条例に基づき、景観美化や事故防止のため、放置自転車の撤去を実施する。

⑤ 交通安全広報啓発活動 市 警察

春・夏・秋・年末の交通安全運動に合わせて、チラシや啓発物品(反射材等)の配布、イベントの実施、市の広報、ホームページなどにより広報啓発活動を実施する。

【啓発内容】
・横断歩道における交通ルール
・自転車の交通ルールとマナー
・シートベルト等の正しい着用
・飲酒運転根絶
・交通事故データの分析による情報等

⑥ 交通安全メッセージの作成 市 警察 事業者 学校関係者

保育所、幼稚園、小学校、事業者等の協力を得て、四季の交通安全運動に合わせた交通安全メッセージ動画を作成し、YouTubeをはじめ複数の媒体を活用して、市民に交通安全意識の浸透を図る。

⑦ 学校・幼稚園・保育園での交通安全教室 市 警察 事業者

低年齢からの交通ルールの順守を徹底するため、市の交通指導員等による小中学校、幼稚園、保育園での交通安全教室を実施する。

⑧ 学校・幼稚園・保育園以外での交通安全教室 市 警察

特に高齢運転者の交通安全意識や知識の向上を図るために交通安全教室を実施するほか、障がい者や外国人等全ての人にわかりやすい交通安全教室を実施する。

⑨ 高齢運転者支援対策 市 事業者

高齢者による交通事故が後を絶たない現状を踏まえ、免許証を自主返納した65歳以上の高齢者に助成事業を実施するほか、加齢に伴う身体機能の変化を知つもらうための講習会や体験会などを実施する。

⑩ 高齢者を支援するためのネットワークづくり 市

運転免許証を自主返納した高齢者の不安や孤独を取り除くため、地域包括支援センターと連携し、情報を共有することで高齢者を支援する体制をつくる。

⑪ 自転車損害賠償保険等への加入促進 市

三重県が「交通安全の保持に関する条例」を全面改正して「三重県交通安全条例」を制定し、自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられたことから、周知を図り、加入を促進する。

⑫ 自転車安全対策 市 警察

全ての世代の自転車利用者に対して、「自転車安全利用五則」に基づく交通安全教室及び啓発活動を実施する。特に努力義務化された乗車時のヘルメット着用の定着を図る。

⑬ 救命講習の実施 市

交通事故負傷者の救命率等を向上させるため、現場に居合わせた人による応急措置の普及を図る。そのための救命講習を実施する。

(4) 犯罪被害者支援

犯罪被害者やその遺族の被害回復や生活の再建のため、法律相談等の充実を図るとともに、警察やみえ犯罪被害者総合支援センター等との連携を強める。

① 支援金の給付や助成 市

犯罪被害者やその遺族には、桑名市犯罪被害者支援条例に基づく支援金の給付や助成を実施する。

② 相談できる体制づくり 市 市民 警察

地域で犯罪被害に遭った方から相談を受けたときには、相談できる関係機関(みえ犯罪被害者総合支援センター等)へ繋ぐ等の体制をつくる。

(5) 不当要求行為の禁止

市民、事業者、団体等は不当な金銭の要求、その他の不当要求行為をしてはならず、また、それらに応じてはならない。

市は、警察、生活安全協会、市民、事業者等、学校関係者と協力連携し、安全安心で公正な地域社会の形成に努める。

① 組織的な不当要求への対応 市 警察

市では、不当要求行為を所管する部署を設置し、組織的に不当要求行為に対応する。不当要求行為を受けた市民、事業者は、下記の不当要求相談窓口へ相談できる。

【不当要求相談窓口(不当要求110番)】

電話:0594-24-5820

メール:futoyokyū110@city.kuwana.lg.jp

② 桑名市不当要求行為防止対策委員会 市

不当要求行為が発生した場合は、桑名市不当要求行為防止対策委員会に諮り、対応について協議する。

③ 不当な金銭の要求、その他不当要求行為に対する中止命令等 市 警察

桑名市不当要求行為防止対策委員会において不当要求行為と判断された場合は、市は中止命令を発し、氏名、住所等を公表することができる。

(6) 反社会的勢力の排除

市はあらゆる反社会的勢力との関係を断ち、また、これらと対決する市民、事業者、学校関係者を支援する。

① 市の締結する契約からの暴力団等の排除 市 警察

市が締結する契約に係る暴力団等の不当な介入を排除する。入札に参加するために必要な資格を与えないほか、入札に参加させない、相手方が暴力団等であると認められた場合には、契約を解除するなど必要な措置を講ずる。

*受注者に対し、市と締結した契約の履行の際に、受注者又は下請負人が暴力団等による不当介入を受けたときは、市へ報告させることとなっている。

② 公の施設における暴力団等の排除 市 警察

公の施設の使用等について、暴力団を利すこととなると認められるときは使用等を許可しないものとし、既に許可等をしている場合においてもその使用等が暴力団を利すこととなると認められるときは、使用許可の取消し等を行う。

③ 市の事務事業からの暴力団等の排除 市 警察

市と締結する契約や公の施設以外の市の事務事業においても、暴力団を利すこととなるよう、暴力団等について必要な措置を講じることにより、暴力団等の排除を図る。

④ 市営住宅における暴力団等の排除 市 警察

市営住宅への暴力団等の入居又は同居は許可しない。

⑤ 生活保護の不正受給の防止 市 警察

暴力団等による生活保護の不正受給を防止するため、社会福祉事務所に生活保護特別指導員を置く。

⑥ 補助金・給付金の交付からの暴力団等の排除 市 警察

補助金等の交付申請をした者(役員等を含む)が暴力団等に該当するときは、補助金等を交付しない、又は交付の取消しを行う。

⑦ 暴力団事務所の開設・運営の規制 市

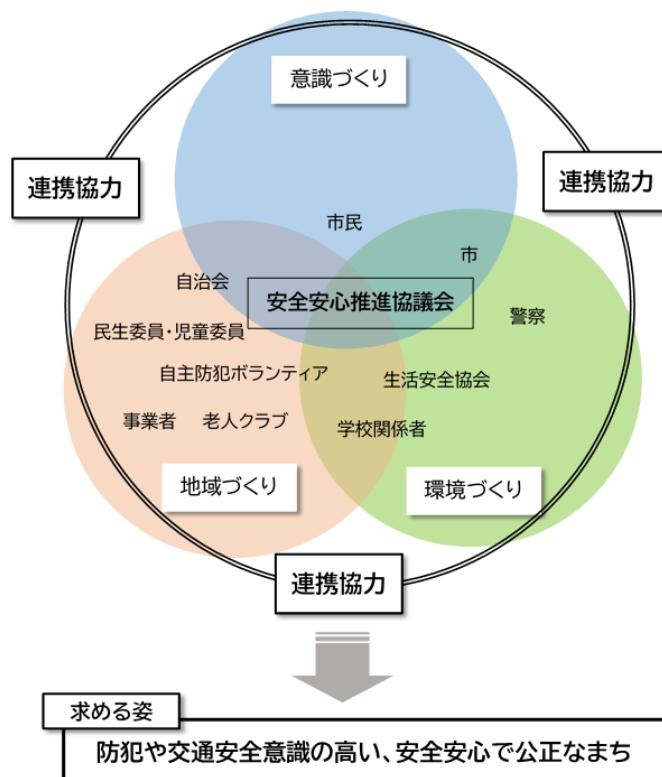
市内から反社会的勢力を排除すべく、市内に暴力団事務所を開設したり、運営することを規制できる条例整備を行う。

7 アクションプランが求める姿

アクションプランの基本方針に示したとおり、まず市民一人ひとりが、地域に目を向け、地域活動に積極的に参加することで、防犯や交通安全意識を高める「意識づくり」を図り、地域の各団体や組織は、日常の活動を地域安全活動と結びつけることで、地域の防犯や交通安全力を向上させる「地域づくり」を推進し、各関係機関が主体的に実施している取組を尊重しつつ、相互の連携協力を深め、地域ぐるみで総合的な地域安全活動を推進できる「環境づくり」が図られていることが必要です。

「地域づくり」を推進するのが、自治会や自主防犯ボランティアなどの自主防犯組織であり、民生委員・児童委員、老人会などの各団体です。現在桑名市では、おおよそ小学校区を単位として、地域の各組織、団体が集まり、地域の課題を協議し、解決を図る場として、「まちづくり協議会」の設置を進めています。将来的には、この「地域づくり」を推進する主体は「まちづくり協議会」が担っていくことが期待されます。

「環境づくり」を図るための場として「安全安心推進協議会」があります。桑名市では、各関係団体の代表が委員となり、総合的な地域安全活動を推進するための方策について審議を重ねています。アクションプランに示したそれぞれの役割を果たし、取組を実践することにより、市、市民、事業者、警察、学校関係者、桑名地域生活安全協会をはじめとする関係機関等が相互に連携協力して、防犯や交通安全意識の高い、安全安心で公正なまちになっています。



【参考条例】

○桑名市安全安心で公正な地域社会の実現に関する条例

平成16年12月6日

条例第114号

(目的)

第1条 この条例は、市民及び事業者等(以下「市民等」という。)の安全意識の高揚と自主的な地域安全活動の推進を図るとともに、市民生活の平穏及び事業活動の自由を確保するための基本的事項を定めることにより、安全安心で公正な地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び通勤又は通学する者並びに滞在する者をいう。
- (2) 事業者等 市内において事業活動(特定の目的のために行われる一切の活動をいう。第11条において同じ。)を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 地域安全活動 犯罪等(特殊詐欺その他の犯罪、不当要求行為その他市民等に不安又は恐怖を覚えさせる行為をいう。)による被害を未然に防止するとともに、反社会的勢力(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロその他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する個人又は集団をいう。第9条において同じ。)を市内から排除することにより、安全安心で公正な地域社会の実現に資する活動をいう。
- (4) 不当要求行為 個人又は法人その他の団体に対する要求、要望、提案、苦情等であって、そのものの作為又は不作為を求める行為(この号において「要求等」という。)のうち次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 特定のもの(市職員を含む。以下この号において同じ。)に対し、不当に有利な又は不利な取扱いをすることを求めるもの
 - イ 特定のものに義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げることを求めるもの
 - ウ 法令等(法令、条例、規則、規程等をいう。)に違反する行為を行うことを求めるもの
 - エ 暴行、脅迫、暴言、大声その他社会的相当性を逸脱する言動を伴うもの
 - オ 要求等を執拗に継続するなど適正な職務又は業務の執行の妨げとなるもの
- (5) 特殊詐欺 桑名市特殊詐欺根絶条例(令和元年桑名市条例第8号)第2条第1号から第7号までに規定するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について必要な施策を講じなければならない。

- (1) 安全安心で公正な地域社会の実現に向けた市民等との連携協力及び環境の整備に関するこ。

- (2) 市民等の自主的な地域安全活動の支援に関すること。
 - (3) 安全意識の高揚を図るための広報及び啓発に関すること。
 - (4) その他この条例の目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 2 市は、前項に規定する必要な施策を策定し、実施するに当たっては、市民等及び学校その他青少年の育成に携わる団体の関係者(以下「学校関係者」という。)の意見を反映するよう努めるものとする。
(市民の役割)
- 第4条 市民は、安全安心で公正な地域社会の実現に向けて、相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、市民生活の安全と安心に配慮し、自主的な地域安全活動の推進に努めるものとする。
- 2 市民は、前条の規定に基づき市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
(事業者等の役割)
- 第5条 事業者等は、地域社会の一員として、市民と協働して自主的な地域安全活動の推進に努めるものとする。
- 2 事業者等は、第3条の規定に基づき市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
(学校関係者の役割)
- 第6条 学校関係者は、その職務又は活動等を通じ、相互に連携して地域安全活動の推進に努めるものとする。
- 2 学校関係者は、第3条の規定に基づき市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
(安全安心で公正な地域社会の形成)
- 第7条 市は、安全安心で公正な地域社会の形成のため、桑名警察署、桑名地域生活安全協会その他関係機関及び関係団体と連携を図るものとする。
- 2 市民等及び学校関係者は、自主的かつ相互に連携協力して、安全安心で公正な地域社会を形成するよう努めるものとする。
(不当な金銭その他の要求等の禁止)
- 第8条 いかなる個人又は法人その他の団体も、協力金、協賛金その他いかなる名目によるかを問わず、不当な金銭その他の要求をし、又はこれに応じてはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反して不当な金銭その他の要求をしたものに対し、これを中止するよう命ずるとともに、そのものの氏名又は名称及び住所又は所在地を公表することができる。
(反社会的勢力の排除等)
- 第9条 市は、あらゆる反社会的勢力及び不当要求行為と対決し、これらと対決する市民等及び学校関係者を支援しなければならない。
- 2 市民等及び学校関係者は、あらゆる反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力を利するがないように努めなければならない。
- 3 いかなる個人又は法人その他の団体も、不当要求行為(前条第1項に規定する不当な金銭その他の要求を除く。)をしてはならない。

(暴走行為等の禁止)

第10条 何人も、公共の場所(道路、公園、広場その他不特定多数の者が通行し、又は出入りすることができる場所をいう。)において、暴走行為(道路交通法(昭和35年法律第105号)第68条の規定に違反する行為をいう。)やこれに準ずる行為を行って、市民等に不安又は恐怖を覚えさせてはならない。

(他の条例との関係)

第11条 安全意識の高揚、自主的な地域安全活動の推進、市民生活の平穏及び事業活動の自由に向けた取組については、他の条例の定めがある場合を除いて、この条例の定めるところによる。

(桑名市安全安心推進協議会)

第12条 市長は、安全安心で公正な地域社会の実現について調査審議させるため、桑名市安全安心推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、安全安心で公正な地域社会の実現についての方策に関し、市長に意見を述べることができる。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年12月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(桑名市暴力団排除条例の一部改正)

2 桑名市暴力団排除条例(平成23年桑名市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条中「不当要求行為」の次に「(桑名市安全安心で公正な地域社会の実現に関する条例(平成16年桑名市条例第114号)第2条第4号に規定する不当要求行為をいう。)」を加える。

(桑名市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正)

3 桑名市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成31年桑名市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 不当要求行為 桑名市安全安心で公正な地域社会の実現に関する条例(平成16年桑名市条例第114号)第2条第4号に規定する不当要求行為をいう。

(桑名市不当要求行為防止対策委員会条例の一部改正)

4 桑名市不当要求行為防止対策委員会条例(令和3年桑名市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において不当要求行為とは、桑名市安全安心で公正な地域社会の実現に関する条例(平成16年桑名市条例第114号)第2条第4号に規定する不当要求行為をいう。

○桑名市特殊詐欺根絶条例

令和元年7月2日

条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、特殊詐欺の根絶に向けた取組みに関し、市の責務並びに市民等、事業者及び青少年の育成に携わる者の役割を明らかにするとともに、特殊詐欺の根絶に向けた取組みに関する基本的事項を定めることにより、市民の財産を守り、もって安心かつ安全な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 振り込め詐欺及び振り込め類似詐欺をいう。
- (2) 振り込め詐欺 オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺をいう。
- (3) オレオレ詐欺 親族等を装い電話をかけ、虚偽の名目で直ちに現金が必要であると信じ込ませ、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺(刑法(明治40年法律第45号)第246条又は第246条の2の罪に当たる行為をいう。以下同じ。)をいう。
- (4) 架空請求詐欺 架空の事実を口実に金品を要求する文書等を送付して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺をいう。
- (5) 融資保証金詐欺 融資を受けるための保証金等の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺をいう。
- (6) 還付金等詐欺 国又は地方公共団体の職員等を装い、医療費、税金、年金に係る保険料等の還付等に必要な手続であるとかたり、現金自動預入払出兼用機を操作させて預貯金口座間の送金により現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺をいう。
- (7) 振り込め類似詐欺 金融商品の取引、宝くじの当せん番号等の提供、異性との交際のあっせんその他の名目で、虚偽の情報を提供するなどして、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺(前4号に掲げる詐欺を除く。)をいう。
- (8) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (9) 事業者 市内において、営利又は非営利を問わず事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(運用上の留意事項)

第3条 この条例の運用に当たっては、市民等、事業者及び青少年の育成に携わる者の権利を不當に侵害しないように留意しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、特殊詐欺の根絶に向けた施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、特殊詐欺の被害の防止及び青少年の特殊詐欺への加担の防止(以下「被害防止等」という。)に対する市民等の関心及び理解を深めるために、効果的な広報活動及び啓発活動を行うとともに、

市民等、事業者、青少年の育成に携わる者及びこれらの者が組織する団体が行う被害防止等に関する自主的な活動を支援するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、市が実施する特殊詐欺の根絶に向けた施策に協力するとともに、特殊詐欺の被害に遭わないために、適切な行動をとるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、被害防止等に対する関心及び理解を深めるとともに、市が実施する特殊詐欺の根絶に向けた施策に協力するよう努めるものとする。

(青少年の育成に携わる者の役割)

第7条 青少年の育成に携わる者は、青少年が特殊詐欺に加担することがないよう、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(特殊詐欺警戒宣言等)

第8条 市は、市民等、事業者、青少年の育成に携わる者及びこれらの者が組織する団体に対し、特殊詐欺の発生状況その他被害防止等に関する情報を提供するものとする。

2 市は、特殊詐欺の被害の防止のため必要があると認めるときは、特殊詐欺警戒宣言を発令するものとする。

(通報等)

第9条 市民等は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官又は事業者への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) その言動から特殊詐欺による被害に遭いかけていると疑われる者を発見したとき。
- (2) 自己又は自己と同一の世帯に属する者が特殊詐欺と疑われる不審な電話、郵便物等を受けたとき。

2 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 前項の通報を受けたとき。
- (2) 事業活動を行うに際し、特殊詐欺による被害に遭いかけていると疑われる者又は特殊詐欺に係る行為を行っていると疑われる者を発見したとき。

(警察との連携等)

第10条 市は、第8条第1項の規定による情報の提供その他特殊詐欺の根絶に向けた施策を実施するに当たっては、桑名警察署との連携を図るものとする。

2 市は、桑名警察署が実施する被害防止等その他特殊詐欺の根絶に向けた施策について、必要な協力をを行うものとする。

3 市は、前項の協力をを行うに当たり、桑名警察署に対し、特殊詐欺の被害に遭うおそれのある高齢者等の氏名、住所、年齢その他の個人情報(桑名市個人情報保護条例(平成29年桑名市条例第2号)第2条第1号に規定する個人情報をいい、特殊詐欺の根絶に向けた施策の実施に必要なものに限る。)

を提供することができるものとする。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○桑名市交通安全条例

平成16年12月6日

条例第115号

(目的)

第1条 この条例は、桑名市における交通安全の確保に関する施策の基本を定めることにより、市民が安心して生活できる安全で快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 交通安全の確保は、市民が安心して生活できる安全で快適な生活環境を実現する基本であり、交通事故及びこれによる死傷者を根絶するため、現在及び将来にわたって維持されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、市内に居住若しくは滞在する者又は通過する者(以下「市民等」という。)の生命、身体及び財産を保護するため、交通安全意識の高揚、道路交通環境の整備等、交通安全の確保に必要な施策の総合的かつ計画的な推進を図るよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、交通に関する諸法令を遵守するとともに、市その他関係行政機関及び交通関係団体(以下「関係機関等」という。)が実施する啓発活動等交通安全活動に協力し、日常生活を通じて自主的に交通安全の確保に努めなければならない。

(交通安全教育活動の推進)

第5条 市長は、市民等の交通安全意識の高揚を図るため、対象及び地域の実情等に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育活動を推進するものとする。

(交通指導員等の配置)

第6条 市長は、交通安全活動を促進するため、交通指導員等を置くことができる。

(広報啓発活動等)

第7条 市長は、市民等に対し交通安全に関する広報啓発活動を積極的に行うほか、必要な情報の提供に努めるものとする。

2 市長は、幼児、児童及び生徒並びに高齢者等の交通安全を確保するため、反射器材、年少者用補助乗車装置その他の交通安全用具の普及に努めるものとする。

(桑名市交通安全の日)

第8条 市民等の間に交通安全についての関心と理解を深め、交通安全意識の向上を促進するため、桑名市交通安全の日を設ける。

2 桑名市交通安全の日は、毎月11日とする。

3 市及び関係機関等は、桑名市交通安全の日には、広報啓発活動等の実施に努めるものとする。

(関係機関等への要請)

第9条 市長は、交通安全の確保を図るために必要があると認めるときは、関係機関等に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通死亡事故発生時の措置)

第10条 市長は、交通死亡事故が発生した場合又は特定の区間若しくは特定の地域に集中的に交通事故が発生した場合は、関係機関等と現地調査を実施し、総合的な交通事故防止対策を講ずるものとする。

2 市長は、交通死亡事故が連續して発生した場合は、必要に応じ交通死亡事故多発警報又は交通死亡事故多発非常事態宣言を発令し、市民ぐるみの総合的な交通死亡事故の防止活動を推進するものとする。

(交通関係団体等との協力等)

第11条 市長は、この条例の目的を達成するため、交通関係団体等と協力するとともに、その活動に対し必要な支援を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年12月6日から施行する。

○桑名市犯罪被害者等支援条例

令和2年9月30日

条例第45号

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支える社会意識の形成を促進し、もって市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為で規則で定めるものをいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようするための取組をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (7) 関係機関等 国、他の地方公共団体その他の行政機関及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関するものをいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮して推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行わなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、関係機関等と相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等と連携し、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等支援に係る体制の整備に努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域社会で支え合う重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の規定による支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(遺児への支援)

第7条 市は、犯罪等の被害により保護者(親権を行う者又は後見人その他の者で児童を現に監護するものをいう。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第47条の規定により親権を行う児童福祉施設の長は除く。)と死別した遺児(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)の経済的負担の軽減を図るため、支援金の給付を行うものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に、家事援助を行う者の派遣及び一時保育に要する費用の助成を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮並びに新たに入居する民間賃貸住宅の家賃及び転居に要する費用の助成を行うものとする。

(真相究明についての支援)

第10条 市は、犯罪被害者等がその被害に係る事件の被疑者の特定等に関する情報の提供を公衆に求める活動を行う場合において、その活動を行うために必要な費用の補助その他必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が再被害、二次的被害等を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱い等を行うものとする。

(広報及び啓発)

第12条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の防止の重要性その

他犯罪被害者等支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第13条 市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言及び情報提供並びに犯罪被害者等支援を担う人材の養成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(意見の反映)

第14条 市は、犯罪被害者等支援に当たっては、犯罪被害者等その他市民からの意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき又は犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

2 市は、本条例の規定により経済的負担の軽減を図るための支援金等を受給した犯罪被害者等が、前項の規定に該当することを把握した場合は、当該支援金等の返還を求めることができる。

(その他)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○桑名市不当要求行為防止対策委員会条例

令和3年3月23日

条例第17号

改正 令和3年9月30日条例第29号

(設置)

第1条 桑名市内における不当要求行為を未然に防止するとともに、不当要求行為に対する組織的かつ統一的な取組を推進するため、桑名市不当要求行為防止対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において不当要求行為とは、桑名市安全安心で公正な地域社会の実現に関する条例(平成16年桑名市条例第114号)第2条第4号に規定する不当要求行為をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 不当要求行為の実態把握及び対策事項の協議
- (2) 不当要求行為の防止に関する基本的事項の協議
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) その他不当要求行為の対策に必要な事項

(組織及び委員)

第4条 委員会は、委員長及び5名以上の委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、部長又はこれと同等以上の職にある者、不当要求行為の防止等に関して識見を有する者の他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員のうち、市職員以外の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員会の同意があった場合は、会議の一部又は全部を公

開することができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員長、委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○桑名市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例

平成31年3月25日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、職員の公正な職務の執行を確保するために必要な事項を定めることにより、市民に信頼される公正な市政を確立し、もって市民の利益の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項に規定する特別職に属する職員のうち、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員をいう。
- (2) 要望等 職員の職務の執行に関する要望、提案、苦情等であって、職員の作為又は不作為を求める行為をいう。
- (3) 不当要求行為 桑名市安全安心で公正な地域社会の実現に関する条例(平成16年桑名市条例第114号)第2条第4号に規定する不当要求行為をいう。
- (4) 応対 職員が職員以外の者から口頭、文書その他の方法で要望等を受けることをいう。
- (5) 庁舎 桑名市役所庁舎(地区市民センターその他の施設を含む。)をいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、公正な職務の執行に努めなければならない。

2 職員は、全体の奉仕者であることを常に自覚し、要望等(不当要求行為を除く。)に誠実かつ公平に対処しなければならない。

3 職員は、不当要求行為があったときは、これを拒否しなければならない。

(庁舎管理)

第4条 職員は、職員以外の者が正当な理由なく開庁時間外に庁舎内に立ち入り、又は庁舎内から退去しないときは、立入りを拒否し、又は退去を求めるものとする。

2 職員は、職員以外の者を執務を行う場所に立ち入らせないものとする。ただし、職員の承諾を得て立ち入らせるときは、この限りでない。

(応対の中止)

第5条 職員は、不当要求行為があったときは、直ちに応対を中止することができる。

(記録等)

第6条 職員は、応対の際に、録音又は録画をすることができる。

2 職員は、不当要求行為があったときは、その内容を記録するものとする。

(不当要求に対する措置等)

第7条 市長は、職員の公正な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、不当要求行為の内容(不当要求行為を行った者が、法人その他の団体である場合にあって

は商号又は名称及び代表者の氏名、個人である場合にあってはその者の氏名を含む。)を公表することができる。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○桑名市暴力団排除条例

平成23年3月24日

条例第13号

改正 平成25年1月24日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、桑名市からの暴力団排除に関する基本理念を定め、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団排除 暴力団又は暴力団員による不当な活動を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。

(4) 関係団体 センター(三重県公安委員会から法第32条の3第1項の規定により三重県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者をいう。)を始めとする地域住民及び職域による暴力団排除活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除については、暴力団が市内の事業活動及び市民生活に不当な影響を生じさせる存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民及び事業者、関係行政機関並びに関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民及び事業者、関係行政機関並びに関係団体と連携し、暴力団排除に関する施策を推進するものとする。

2 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利用することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民及び事業者は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市及び警察署その他の

関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第6条 市は、警察署その他の関係行政機関及び関係団体と連携し、暴力団排除のための体制を整備するものとする。

(不当要求行為に対する措置)

第7条 市は、暴力団員から職員に対して不当要求行為(桑名市安全安心で公正な地域社会の実現に関する条例(平成16年桑名市条例第114号)第2条第4号に規定する不当要求行為をいう。)があった場合には、これを拒否するとともに、適正かつ円滑な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第8条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利すこととなるよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設の利用における制限)

第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援等)

第10条 市は、市民及び事業者が相互の連携協力を図って暴力団排除のための活動に取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民及び事業者が、暴力団排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図って取り組むことができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(青少年に対する教育等)

第11条 市は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校に限る。)において、生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるように努めるものとする。

2 市は、保護者その他の青少年の育成に携わる者が、青少年に対して指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、これらの者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(利益の供与の禁止)

第12条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第13条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団を利用すること、自己が暴力団と関係があ

ることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

(その他)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年1月24日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月30日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。